

外国人住民の介護保険ルール

対象者の判定と事務手続きのポイント



基本ルール：誰が対象になる？



- 適法に**3ヶ月を超えて**在留している
- 市町村の**住民基本台帳に登録**されている
- 原則として、上記を満たす外国人住民は被保険者となります。

在留資格別の判定マトリクス

対象となるケース

✓ 「興行」や「家族滞在」の在留資格

✓ 「公用」の在留資格
※住基法の適用対象外でも、3ヶ月を超えれば対象

対象外となるケース

✗ 「外交」の在留資格、米軍構成員等

✗ 「特定活動：医療を受ける・世話をする」

【特例】 2027年国際園芸博覧会の関係者



国保等への加入を希望しない
(意向確認書を提出)

意向確認書を提出しなかった

× 介護保険の対象外

当該市町村に「生活の本拠」があるとはみなされません。

在留期間が「3ヶ月以下」と決定 決定された場合



原則: 対象外



特例：資料等により「3ヶ月を超えて滞在する」と見込まれる場合

結論：保険者（市町村）の判断で、被保険者として扱うことができます。

資格の「取得日」と「喪失日」



取得日

入国に伴う「転入日」

喪失日

「住民票が消除された日」

保険料の算定：所得の申告について



就労不可のビザだから
収入ゼロだろう...

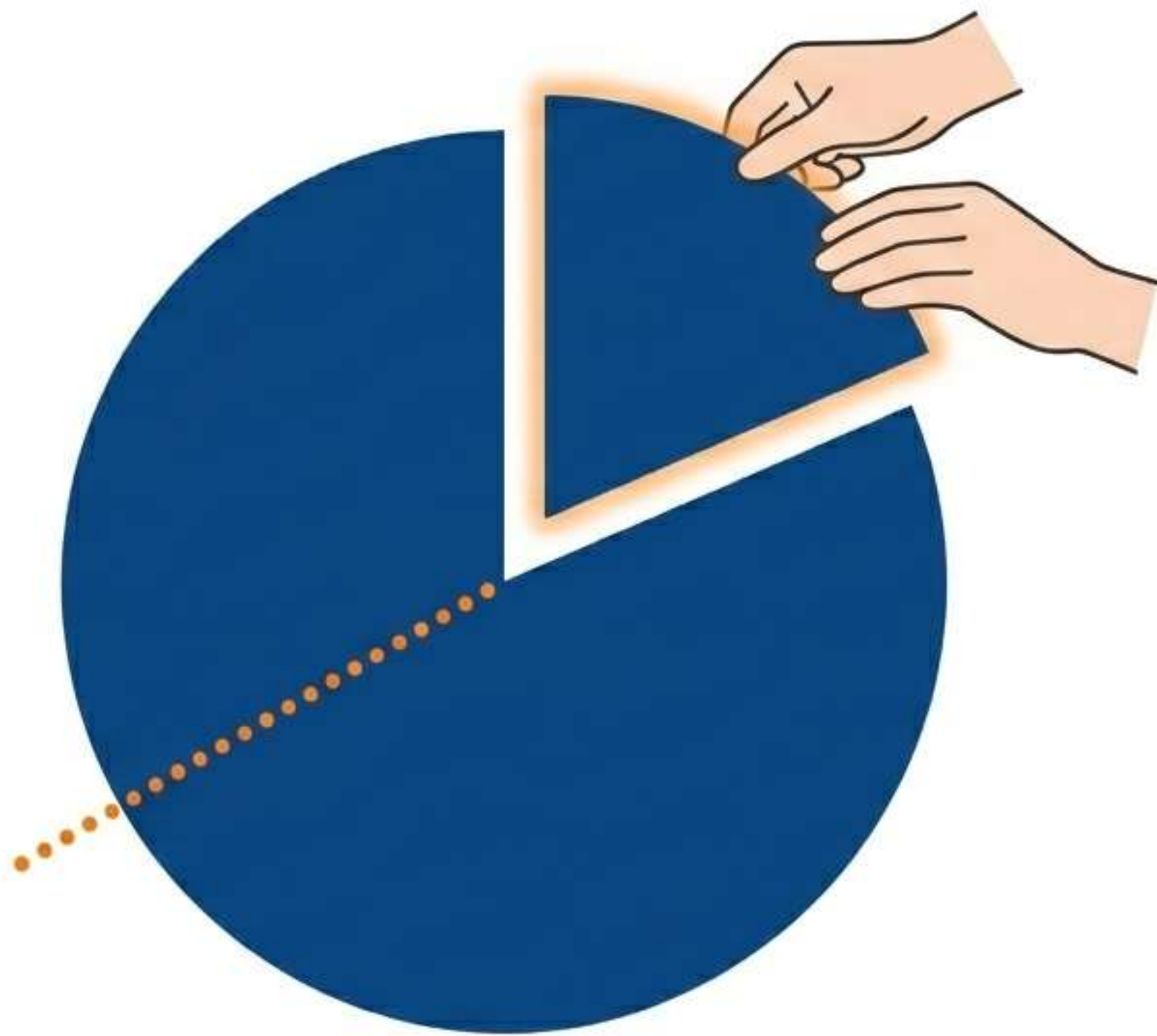
NG



OK

就労できない在留資格でも、「一律で収入ゼロ」とみなすのは不適當です。
新たに入国した方にも、**必ず申告書の提出**をお願いしてください。

保険料の賦課決定ルール



1. まずは1年分

在留期間の満了日に関わらず、
まずは「年度末までの1年分」
を賦課します。

2. 後から調整

途中で資格喪失した場合は、
後から月割で保険料を
更正します。